

関自保第398号
平成30年12月25日

管内各都県トラック協会会長 殿

関東運輸局
自動車技術安全部長

(緊急) 年末年始の事故及び悪質違反の防止について

平成30年12月10日から平成31年1月10日の間、「平成30年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検」を実施し、輸送の安全に係る体制について運送事業者が自ら再確認することにより、安全の確保及び事故防止を徹底し一層の安全輸送体制を確立することとしているが、この期間の開始直後、事故や悪質違反が相次いで発生したことから、平成30年12月19日付けで、通達「年末年始における事業用自動車の輸送の安全確保のさらなる徹底について」を発出し、注意喚起を図ったところです。

しかしながら、通達発出後の12月21日から24日の間においても、トラックにおいては死亡ひき逃げ事故が、乗合バスと法人タクシーにおいては歩行者や路上横臥者の死亡事故が発生しました。

このように事故や悪質違反が相次いで発生することは、輸送の安全確保が大前提である自動車運送事業者においてあってはならず、誠に遺憾です。

今後、年末年始に向けては、運送事業者における輸送需要がさらに増加するとともに、飲酒機会の増加や一般のドライバーや歩行者の思わぬ行動が予想されることから、運転に際しては、より一層の注意が必要です。

ついては、各協会や事業者が事故や悪質違反が相次いで発生している事態に危機感を持ち、輸送の安全確保に万全を期して下さい。